

# 施設管理の不備による事故への対応

## <対策>

緊急救急の対応、保護者への連絡、市教委に連絡をする、病院への見舞い、保護者への対応、事情聴取等、すみやかに対応し、遺漏のないように対処する。施設等の管理のポイントは次の通りである。

### 1 設置時の安全確認

運動用具等の設置をする際、十分に安全に確認をする。

### 2 定期的な安全確認（学校保健法 第2条、学校保健法施行規則 第22条の5、6、7）

施設、設備を安全に維持管理するために、常時点検をしなければならないが、万全を期するためには、定期的に、しかも、教職員が組織的に学校内の施設、設備すべてについて安全点検日を設ける。

### 3 すみやかな処置

点検により発見された不備な点については早急に処理しなければならない。担当者は、点検の結果をまとめ、内容を検討し、校内で処理できるもの、外部へ依頼するもの、町教委に要請するもの等に分け、直ちに処理する。

### 4 業者・市教委等に新制中の配置

不備な箇所について改善法を申請しても、直ちに改善されることは少ないので、その間事故防止には十分注意を払うこと。

- ・ とりあえず応急の補修をする。
- ・ 使用を禁止する。
- ・ 危険箇所へ近寄らない。

「欠損ある施設」については、児童・教職員に徹底理解させる。使用禁止等の措置を取るような場合、周囲に柵等を作り立ち入りできないように配慮する。